原議保存期間
 1年(令和4年3月31日まで)

 有効期間
 二種(令和3年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿 (参考送付先)

庁内各局部課長 各附属機関の長 各地方機関の長 警察庁丁企画発第195号、丁生企発第361号 丁刑企発第49号、丁交企発第122号 丁備企発第95号、丁情企発第108号 令和2年5月28日 警察庁長官官房企画課長 警察庁生活安全局生活安全企画課長 警察庁刑事局刑事企画課長 警察庁交通局交通企画課長 警察庁警備局警備企画課長

警察庁情報通信局情報通信企画課長

イベント、部内における会議等の業務の再開に当たっての留意事項について (通達)

現在、各都道府県警察においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態の解除に伴う警察運営上の留意事項について(通達)」(令和2年5月25日付け警察庁丙企画発第44号ほか)を踏まえ、今後の警察業務等における感染予防の進め方について検討を進めているところであるが、イベントや部内における会議等の業務の再開を検討するに当たっての留意事項は下記のとおりであるので、適切に対応されたい。

なお、本通達の発出に伴い、以下の通達は廃止する。

- ・ 「イベント、部内における会議等の開催について(通達)」(令和2年3月24日付け警察庁丁企画発第130号)
- ・ 「新型コロナウイルスへの感染拡大防止のための取組の再点検について(通達)」(令和2年4月2日付け警察庁丁企画発第161号)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための業務の見直しについて (通達)」(令和2年4月16日付け警察庁丁企画発第168号ほか)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき区域の一部 解除等に伴う警察運営上の留意事項について(通達)」(令和2年5月14日付 け警察庁丁企画発第183号ほか)

記

1 今後、各都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、外出自粛、催物(イベ

ント等)の開催制限の要請等の段階的な緩和が進められていくこととなるが、警察におけるイベント、部内の会議等の業務の再開に当たっても、各業務の緊急性に応じて段階的に再開を進めるなど、地域の感染状況や自粛の緩和状況といった各都道府県ごとの状況を踏まえた適切な再開方針を検討すること。また、実施に当たっては、参加人数を制限しつつ、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、出席者の行動管理等、基本的な感染防止策を徹底するとともに、テレビ会議での開催等、出席者同士の接触を伴わない開催方法についても引き続き積極的に検討すること。

- 2 巡回指導・巡回教養、業務監察・服務監察、会計監査等の実施についても、地域の感染状況や自粛の緩和状況といった各都道府県ごとの状況を踏まえ、各業務の緊急性に応じた段階的な再開を検討するとともに、電話やメール、書類による報告等を可能な範囲で併用し、職員同士の接触機会や時間を減らすための工夫を引き続き検討すること。
- 3 個々の業務の実施の当否等の検討に当たり疑義がある場合には、警察庁各主管 課と前広に相談すること。